## 富田林市文化芸術振興ビジョン (素案) に対する パブリックコメントの実施結果について

## ○パブリックコメントの実施結果

1. 計画名 富田林市文化芸術振興ビジョン(素案)

2. 募集期間 令和5年4月1日(土)から5月1日(月)まで

3. 提出意見 提出数:4通(ファックス:1通、持参1通、電子メール2通)

意見数:17件

4. コメントをもとに加筆・修正した箇所 なし

5. ご意見の概要と市の考え方

	章番号•頁	ご意見の概要	市の考え方
1	第2章 2(2)② P10	ビジョンの中に公民連携の推進があるのは問題だ。	公民連携は本市の施策を進める中での大きな方針の 一つであり、本ビジョンの推進におきましても有効 な手法であると認識しておりますので、ご理解いた だきますようお願い申し上げます。
2	第2章 2(2)② P10	「三方良し」の図について、市と 企業・団体が協力・協働して市民 に対して支援する形にするべき。	頂戴いたしましたご意見を参考にさせていただき、 内容・効果を検討のうえ、本ビジョンの推進に努めて まいります。
3	第2章 3 P35	35ページの課題の中に「文化芸術資源を引き継ぐ」という項目を入れるべき。幅広く資料を保存・活用する拠点の整備や創設の方向性を打ち出すべき。	文化芸術を「そだてる」「つなげる」「ふれる」の3つの課題に取り組むなかで、ご指摘の「引き継ぐ」という視点は重要と認識しているところです。これからの様々な取り組みのなかで「引き継ぐ」という発想を大事にするとともに、拠点の整備等についてのご意見につきましては、関係課とも共有させていただきます。
4	第4章 1(2)① P41	学校の文化芸術活動支援をさらに 進めてほしい。	41ページ 1. 子どもと未来プロジェクト の (2) 主な取り組みイメージ の①学校教育における文化芸術鑑賞・参加機会の創出として、計画しております。

5	第 4 章 P40 第 5 章 1 (1) (2) P45、47	子どもたちがよりよい文化芸術に ふれることができるよう、学校へ の文化芸術活動支援をさらに進め てください。	本ビジョンにおきましては第4章 リーディングプロジェクトで「子どもと未来プロジェクト」として位置づけており、第5章 施策・取り組みで「子どもたちの文化芸術へのふれあいを支援する」「子どもたちの文化芸術との出会いを支援する」としておりますが、頂戴しましたご意見もふまえ、より効果的な事業展開となるよう努めてまいります。
6	第5章 1(2) P47	市から学校教育に対する、すばる ホール利用への財政的支援の推 進、学校教育活動の中で行う文化 芸術活動への財政を含めた支援の 推進を明記すべき。	P47 の (2) 子どもたちの文化芸術との出会いを支援 するでも明記しておりますが、頂戴しましたご意見 を参考にさせていただきながら本ビジョンの推進に 努めてまいります。
7	第5章 3(1) P59	文化財センター・資料館の設置を 求める。	「富田林市文化財保存活用地域計画」の策定も踏ま え、今後の施策推進の参考として関係課とも共有さ せていただきながら、本ビジョンの推進に努めてま
9	第5章 3(1) P59 第5章 3(1) P59 第5章 3(3)	市が歴史文化財、また民俗資料、 無形文化財資料などを積極的に保 存活用する体制を、このビジョン 策定をチャンスとして早急に整え てゆくべき。 歴史資料館等、文化・芸術をPR するものが何もないのは文化レベ ルを疑われてもやむをえない。 富田林市の資料保存と活用に関す るビジョンがほとんど示されてい	いります。
11	P59 第 5 章 3 (1) P59	ない。 すばるホールで、5年後に返還されてくる「銀河の間」等を資料館や博物館としてリユースしてはどうか。	市役所新庁舎完成後、市の部署が撤退した後に発生するスペースの活用方法につきましては、他にも様々なご意見やご提案を頂戴しております。今後、市民や関係者の皆様から幅広くご意見を募集し、資料館や博物館としてのリユースも含めまして、方向性を定めてまいりたいと考えております。
12	第6章 1 P64	文化振興事業団を富田林市の文化 振興の推進者として記述すべき。 また、「指定管理者」の代わりに「文 化振興事業団」とすべき。	文化振興事業団が本市の文化振興の推進者であることは認識しております。しかし、指定管理者は公募制としており、本ビジョンにおいて指定管理者の部分を文化振興事業団と表記することはできない旨、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1.0	the contra	IV 근 Man in the character 1 1 1 2 2 - 2 - 2 1 1 1 1 2 2 2 - 2 1 1 2 2 2 2	
13	第6章	指定管理者制度を前提とした記述	民間のノウハウを活かした魅力的な施設運営や有効
	1	は問題だ。文化振興事業団が将来	利用、また施設運営の経費節減効果を図ることなど
	P64	にわたって活動を担う必要性を記	を目的として、本市の各公共施設に指定管理者制度
		載すべき。	を採用しておりますが、すばるホールについても他
			の公共施設同様、今後も指定管理制度を継続するこ
			とを予定しておりますので、その点につきましては
			ご理解をいただきますようお願い申し上げます。し
			かしそのこととは別に、文化振興事業団のこれまで
			の実績につきましては高い評価をしております。将
			来にわたって本市の文化振興を推進するためにはそ
			の専門性や経験が不可欠と認識しており、頂戴いた
			しましたご意見を参考にさせていただきながら本ビ
			ジョンの推進に努めてまいります。
14	全体	富田林市がこれまで行ってきた文	これまでの本市の動向や文化活動資源などを明記し
		化振興の歴史的経過とその特性を	ていますが、頂戴しましたご意見を参考にさせてい
		ふまえた振興ビジョンを立てる必	ただき、内容・効果を検討のうえ、本ビジョンの推進
		要がある。	に努めてまいります。
15	その他	コンサルタント会社への委託は不	ご指摘のとおり、各種計画等の策定に関しては市職
		要ではないか。	員の知識・経験等を活用しての策定を基本としてお
		-	りますが、当該計画等の策定内容を個別に検討した
			うえで、さらなる専門性が求められるなど、コンサル
			タント会社への委託が必要と判断した場合において
			委託を取り入れているところでございます。
16	その他	   市庁舎完成まで役所がすばるホー	本市の新庁舎建設期間中、行政機能の一部をすばる
10	てマグル	川川音元成まで役別がりはるかー   ルの一部を使用することになりま	本川の利力音達取期間中、打政機能の一部をりはる一ホールに移すことになりますが、それにより市民の
		すが、すばるホールの文化芸術に	文化芸術活動に支障を来すことのないよう、最大限
		支障がないよう十分な配慮をお願	の配慮をいたします。
		いします。	
17	その他	すばるホールに魅力ある食堂が出	本市としましても、来館者の皆様にご満足いただけ
		来ることを期待しています。	るサービスを提供できる施設となるよう、調査研究
			を進めてまいります。